

京都市告示第451号

地方税法第416条第3項の規定に基づき、平成24年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間並びに縦覧場所を次のとおり定めます。

平成24年3月23日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

平成24年4月1日から平成24年5月1日まで

2 縦覧場所

区名	固定資産の所在地	左記の固定資産に係る縦覧場所
北区	北区の所管区域内	北区役所（北区紫野東御所田町33番地の1）
上京区	上京区の所管区域内	上京区役所（上京区今出川通室町西入堀出シ町289番地）
左京区	左京区の所管区域内	左京区役所（京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2）
中京区	中京区の所管区域内	中京区役所（中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地）
東山区	東山区の所管区域内	東山区役所（東山区清水五丁目130番地の6）
山科区	山科区の所管区域内	山科区役所（山科区榊辻池尻町14番地の2）
下京区	下京区の所管区域内	下京区役所（下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8）
南区	南区の所管区域内	南区役所（南区西九条南田町1番地の3）
右京区	右京区の所管区域内	右京区役所（右京区太秦下刑部町12番地）
西京区	洛西支所の所管区域を除く西京区の所管区域内	西京区役所（西京区上桂森下町25番地の1）
	洛西支所の所管区域内	洛西支所（西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2）
伏見区	深草支所及び醍醐支所の所管区域を除く伏見区の所管区域内	伏見区役所（伏見区鷹匠町39番地の2）
	深草支所の所管区域内	深草支所（伏見区深草向畑町93番地の1）
	醍醐支所の所管区域内	醍醐支所（伏見区醍醐大構町28番地）

（行財政局税務部資産税課）